

# ○国立大学法人埼玉大学軽井沢荘規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第75号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成23.10.13 23規則10  
平成28. 3.29 27規則80 平成28. 3.29 27規則28  
令和4. 3.17 3規則40

(設置)

**第1条** 本学に、軽井沢荘を置く。

(目的)

**第2条** 軽井沢荘は、本学の授業、課外教育・活動等及び教職員の福利厚生のために使用させることを目的とする。

(管理運営責任者)

**第3条** 学生生活支援室長は、軽井沢荘の管理運営を総括する。

(使用者の範囲)

**第4条** 軽井沢荘を使用できる者は、本学の教職員、学生その他学生生活支援室長が適当と認めた者とする。ただし、学生が使用する場合は本学教職員が同行しなければならない。

(定員)

**第5条** 軽井沢荘の使用定員は、10人とする。

(使用日)

**第6条** 軽井沢荘を使用できる日は、毎年4月1日から10月31日までとする。

(使用期間等)

**第7条** 軽井沢荘における使用期間等は、次のとおりとする。ただし、学生生活支援室長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用期間は、1回の使用につき5泊6日以内とする。

(2) 入室は、原則として15時以降17時までとし、退室は、9時以降12時までとする。

(使用手続)

**第8条** 軽井沢荘を使用しようとする者は、使用願(別紙様式1)を学生生活支援室長に提出して許可を受けなければならない。

2 使用願の受付は月単位とし、原則として使用しようとする日の属する月の前々月の初日から前月の15日(当日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))の場合にはその翌日以降の最初の平日)までの期間に提出するものとする。

(使用許可)

**第9条** 使用の許可は、別に定める方法により決定する。

2 使用の許可を決定したときは、使用許可書（別紙様式2）を申請者に交付する。  
（使用料の徴収）

**第10条** 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、宿泊に伴う光熱水料等の経費として別に定める金額を負担しなければならない。

2 使用者で、福利厚生に使用する場合は、別に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰することができない事由により軽井沢荘を使用できないときは、その使用できない期間に相応する使用料に相当する額を還付することができる。

（使用の中止等）

**第11条** 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

（鍵の授受）

**第12条** 使用者は、軽井沢荘の使用を開始する日の前日（前日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その前の平日）に学生生活支援室に使用許可書を提示し、入口及び居室の鍵を借り受けるものとする。

2 使用者は、使用を終了した日の翌日（翌日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、次の平日）に学生生活支援室に鍵を返却するものとする。

（使用上の注意）

**第13条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 火災防止のため、火気には万全の注意を払うこと

(2) 自炊は、所定の場所以外で行わないこと

(3) 喫煙は指定の場所で行うこと

(4) 焚き火及び花火はしないこと

(5) 危険物等は持ち込まないこと

(6) 騒音等近隣に迷惑を及ぼす行為はしないこと

(7) 駐車は軽井沢荘専用の駐車場を利用すること

(8) ゴミは、不燃物・可燃物に分別し、使用者が責任を持って処分すること

(9) 退室時は、使用者が責任をもって清掃し、備品等を使用前の原状に復帰すること

(10) 使用者以外の者に転貸しないこと

(11) 夜間等、管理人不在時の建物の施錠は使用者が責任を持って行うこと

2 前項各号の遵守事項を守らない場合は、その使用許可を取り消し、又はその後の使用を許可しないことがある。

（損害の賠償）

**第 1 4 条** 使用者は、故意又は過失により建物又は備品等を破損又は紛失したときは、これを原状に復し、又は弁償しなければならない。

(その他)

**第 1 5 条** 使用者は、この規則に定めるもののほか、別に定める使用心得を守らなければならない。

(雑則)

**第 1 6 条** この規則に定めるもののほか、軽井沢荘の管理及び運営に関し必要な事項は、学生生活支援室長が別に定める。

#### **附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### **附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)**

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

#### **附 則 (平成23.10.13 23規則10)**

この規則は、平成23年10月13日から施行する。

#### **附 則 (平成28. 3.29 27規則80)**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則 (平成31. 3. 7 30規則28)**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### **附 則 (令和 4. 3.17 3 規則40)**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 軽井沢荘使用願

令和 年 月 日

学生生活支援室長 殿

所 属

職 名

氏 名 \_\_\_\_\_

下記のとおり軽井沢荘を使用したいので、許可願います。

## 記

使用目的					
使用期間			人 員		
自 月 日	( 泊 日 )		男 名	計 名	
至 月 日			女 名		
氏 名	所属又は学籍番号	性 別	年 齢	備 考	
( 代 表 者 )					
1 .					
2 .					
3 .					
4 .					
5 .					

# 軽井沢荘使用許可書

令和 年 月 日

殿

学生生活支援室長

下記のとおり使用を許可する。

記

使用目的					
使用期間		人員			
自 月 日	(泊日)	男 名	計 名	女 名	
至 月 日					
氏 名	所属又は学籍番号	性別	年齢	備考	
(代表者)					
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					